

1、目的

①緊急ステイ事業登録事業所の確保

一時的な介護者等の不在時であって福祉サービスによる支援が困難な場合に、緊急ステイを実施できる体制を整備する。（事後対応）

②利用登録制による対象者の可視化

相談支援が届いておらず、本事業の対象となる可能性が高い方々に、相談支援を展開する。
（リスクマネジメント）

2、経過

昨年度までの自立支援協議会において、地域生活支援拠点等の整備を協議してきた。結果として、緊急時のコーディネート機能としての基幹相談支援事業所が令和2年10月に開所し、緊急時に備えている。

※緊急ステイ事業登録事業所（令和3年5月20時点）

- ・さむかわ基幹相談支援センター（令和3年2月）
- ・寒川町障がい者相談支援事業所ゆいっと（令和3年4月）

※本事業における「対象者」及び「緊急時の定義」

町内に居住する障がい者等であって、緊急時における支援や福祉サービスによる支援が困難な者を対象とする。

本事業における緊急時とは、介護者等の急病等やむを得ない理由により、緊急ステイを行う日の前々日以降に要請があった場合とし、緊急ステイ期間は原則48時間以内とする。

3、課題

①-1

本事業の登録事業者が不足している。（緊急時に本人を知っている支援者が対応できる基盤づくり）

①-2

対象者及びそのご家族・行政・事業所等において、本事業の共通理解を進める必要がある。

②-1

障がい者の重度化や介護者の高齢化が進む中、相談支援が届いていない対象者が存在すると思われる。

②-2

本事業利用の登録制（リスト化）を進め、本事業利用時に円滑に支援が提供できるようにする必要がある。

4、今年度の自立支援協議会での取り組み

①

寒川町事業所連絡会等と連携し、緊急ステイ事業の事業登録を進めていくとともに、自立支援協議会を活用し、本事業の共通理解を図る。

②

事業所等（訪問看護を含む）の訪問や認定調査時の聞き取りから、緊急ステイ事業の必要性の高い対象者に本事業の登録を促していく。

5、タイムスケジュール

	6月	8月	11月	2月
自立支援協議会 (委員)	趣旨説明 →意見集約	登録票(案)提示 →承認	経過報告 →意見集約	次年度の取り組み →意見集約
①	事業所訪問・連絡会参加 → 事業所の登録			
②	登録票作成	登録開始	事業所等の訪問	